
監査委員公表

監査委員公表第7号

平成29年10月2日付 H29-21000-00365 の監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年12月19日

長崎県監査委員	石橋	和正
同	砺山	和仁
同	外間	雅広
同	深堀	浩

H29-01090-04573

平成29年11月30日

長崎県監査委員 石橋 和正 様
長崎県監査委員 砺山 和仁 様
長崎県監査委員 外間 雅広 様
長崎県監査委員 深堀 浩 様

長崎県知事 中村 法道 

平成29年度普通会計定期監査（前期）結果に係る措置について（通知）

H29-21000-00365の監査結果の報告に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

平成29年度定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧表

部局名	監査対象機関	内 容	措置状況 (H29.11.30報告分)
1 総務部	管財課	公共用地の未利用地について、利用見込みのないものについては、引き続き積極的な処分に努めること。	利用見込みのない未利用地については、県のホームページにおいて売却予定物件として情報を広く提供するとともに、一般競争入札による売却のほかインターネットを利用した入札や落札されなかった物件について不動産業者へ売却仲介を依頼するなど様々な方法で売却促進に取り組んでおり、今後とも積極的な処分に努めてまいります。
2 総務部	県北振興局 税務部	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 (県税及び加算金等)	<p>県北振興局においては、収入未済について毎年策定している徴収事務方針に基づき、文書や夜間・休日を含めた電話及び臨戸による催告を行っております。</p> <p>また、滞納者の現状把握に努め、自主納付に応じない滞納者に対しては、預金・給与等を中心とした債権、自動車の差し押さえ又は自宅等の搜索など滞納者の実態に即した徴収対策を実施し滞納整理を進めております。</p> <p>特に、収入未済額の約77%を占める個人県民税の未収対策については、「長崎県地方税回収機構」を通じ、市町と連携・協働しながら効果的な滞納整理を行うとともに、滞納発生を防止するため市町及び隣接する佐賀縣市町とも連携して住民税特別徴収制度の一層の定着を図り、収入未済額の縮減に取り組んでおります。</p> <p>今後とも、適正・公平な賦課徴収を行い、滞納者の実情に応じた実効性のある徴収対策を講じ、県税収入の確保に努めてまいります。</p>
3 県民生活部	生活衛生課	収入未済が新たに発生しているため、実効性のある徴収対策に取り組み、収入の確保に努めること。 (公益目的取得財産残額)	公益認定取消に伴う公益目的取得財産残額に関する未収金については、他の負債もあり債務者の支払い能力が乏しく早期の回収は厳しい状況にありますが、今後も引き続き債務者に対し、納付が確実に履行されるよう訪問や電話等による催告を実施し、未収金の解消に努めてまいります。

平成29年度定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧表

部局名	監査対象機関	内 容	措置状況 (H29.11.30報告分)
4	環境部 廃棄物対策課	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 (行政代執行による撤去費用)	<p>大量に放置された廃タイヤ等の撤去に要した費用徴収金(1件)については、債務者からの分割納付の申し出に基づき、少額ずつですが自主的な納付が行われているため、今後もその履行を監視するとともに、資産調査を引き続き実施し、資産を発見した場合は速やかに差押えを行います。</p> <p>また、平成28年度に差押えを行った土地については公売の手続きを進め、換価することとします。</p> <p>産業廃棄物最終処分場の支障除去等に要した費用徴収金(5件)については、債務者の所有していた不動産の公売、代表者の年金収入差押え等により一部を回収しており、引き続き資産調査を実施して新たな資産の発見に努め、発見次第速やかに差押えや公売等を行います。</p> <p>いずれの未収金についても、県民の生活環境保全のために実施した行政代執行に要した費用であり金額が大きく、債務者の資産状況から早期の回収は困難ですが、引き続き資産調査等を継続して実施するなど、未収金の解消に努めます。</p>
5	環境部 水環境対策課	大村湾南部浄化センターポンプ棟機械設備整備について、完成後の日付で契約変更を行っている。 また、整備完成通知書について、受付日と異なる日付で受付印を押印している。	<p>契約変更や完成通知書等について、一連の書類の流れに誤りがないか確認できるよう、契約事務チェックリストに日付を記載する欄を追加し、チェック体制を強化のうえ、再発防止に努めます。</p>
6	福祉保健部 福祉保健課	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 (生活保護費返還金等)	<p>各福祉事務所において、定期的に対策会議を開催し、債務者の生活状況に応じた徴収方針を決定し、債権管理事務非常勤職員との連携により電話や訪問による回収に取り組んでまいります。</p> <p>また、新たな未収金発生を防ぐため、被保護者に対して収入や資産に関する申告義務の遵守を周知徹底するなど、収入等の確実な把握に努めます。</p> <p>さらに、福祉事務所の指導監査や職員研修の機会などを通じて、不正受給防止マニュアルの周知徹底を図り、職員の意識改善と発生防止に向けた取り組みを行ってまいります。</p>
7	福祉保健部 医療人材対策室	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 (看護職員修学資金貸与金返還金)	<p>今後も、滞納者及びその連帯保証人に対し、滞納の実態に応じて電話や文書による督促や自宅訪問等による納付交渉を適宜行うなど、未収金の回収に努めてまいります。</p> <p>また、貸与決定時に保証人の保証能力を含めた適正な書類審査を行うとともに、返還発生時に備え、財産調査の同意書の提出を求めるほか、最終学年の学生については本修学資金制度の目的の説明と進路について再確認を行うなど、新たな未収債権が発生しないよう努めてまいります。</p>

平成29年度定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧表

部局名	監査対象機関	内 容	措置状況 (H29.11.30報告分)
8	福祉保健部 国保・健康増進課	特定疾患システムプログラム改修業務委託において、地方自治法施行令に基づく入札参加資格を定めることなく指名競争入札を行っている。	<p>情報政策課が保有している「競争入札参加資格審査申請管理簿」を本件入札の入札参加資格名簿として使用できると思ひ込み、かつ、その確認を怠ったことがミスの原因でした。</p> <p>今回の指摘について課内で情報共有し、改めて指名競争入札の際に、入札参加資格の要件を定めることについて遺漏がないよう徹底を図りました。</p>
9	福祉保健部 福祉保健課	被災者生活再建支援基金への拠出金について、公有財産台帳上で管理している現在高が誤っている。	<p>予備監査後、直ちに、被災者生活再建支援基金を管理している公益財団法人都道府県会館に、平成28年度末現在の本県の拠出金現在高を確認し、公有財産台帳を修正いたしました。</p> <p>今後は同法人に、年度末現在の本県の拠出金現在高を確認し、公有財産台帳に反映してまいります。</p>
10	産業労働部 産業政策課	ながさき経営人材育成塾開講業務委託において、業務内容を変更しているにもかかわらず、契約額の積算見直しをすることなく、当初と同額で変更契約を行っている。	<p>当初の仕様を含めていなかった講座を追加したもので、受託者との協議において、当初の契約額の範囲内での対応が可能とのことであったため、契約額の変更は行わず変更契約を締結したものであります。</p> <p>今後、業務内容に変更が生じた場合は、変更後の業務内容に基づいて積算を見直したうえで変更契約を行うとともに、チェック体制を強化し、適正な契約事務に努めてまいります。</p>
11	産業労働部 企業振興課	知的財産流通事業化支援事業委託において、業務内容を変更しているにもかかわらず、契約変更を行っていない。	<p>知的財産の周知のために開催したセミナーについて、仕様書に記載していなかったものです。</p> <p>今後は、本セミナーを実施する場合、仕様書に明記することといたします。</p> <p>平成29年度については、変更契約の上、セミナーを実施しております。</p>
12	産業労働部 窯業技術センター	燃料類の単価契約において、予定数量が過去の実績等を踏まえた適正な見込みに基づいて決定されていない。	<p>ガス窯の燃料であるブタンガスについて、機器使用が減るとの見込みをたて、契約締結していたものです。</p> <p>予定数量の増減が契約方法に影響を与えることから、今後は過去の実績等を踏まえた見込みをたてるよう努めてまいります。</p>
13	水産部 経営支援室	実験用小型陸上水槽について、民間共同研究者の施設で保管利用していたが、県が保管状況を適切に把握しなかったため、同者により廃棄されており、物品の管理が適正に行われていない。	<p>物品取扱規則等マニュアルの再確認を行い、マニュアルに沿った手続き及び複数の職員で物品の内容チェックを実施し、このような不適切な処理が生じないように、再発防止に努めてまいります。</p>

平成29年度定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧表

部局名	監査対象機関	内 容	措置状況 (H29.11.30報告分)	
14	水産部	<p>東北振興局 田平土木維持管理事務所</p>	<p>収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 (漁港施設占用料相当額・沈没船陸揚げ費用)</p>	<p>漁港施設占用料相当額については、平成19年に確認書を締結した後、納付を履行させるため、電話催告及び事務所訪問を繰り返し行っているものの、履行されておりません。</p> <p>平成29年2月に時効が成立しており、本人より援用を行う旨の表明がされたため、債権管理規定に基づき所要の手続きを踏まえて不納欠損処分を検討してまいります。</p> <p>沈没船陸揚げ費用については、納入義務者から平成28年12月までの17回の分割納入誓約を徴しましたが、平成28年度末時点で平成28年4月、6月、8月、12月の4回分が未納となっております。</p> <p>今年度5月、6月、10月、2月の4回の分割納付要望書を徴し、履行指導を行った結果、平成29年9月時点で2回分未納となっております。引き続き誓約の履行指導を行い、未収金の回収に努めてまいります。</p>
15	農林部	<p>農業経営課</p>	<p>収入未済については、時効管理を含む債権管理を適切に行い、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 (農業改良資金特別会計)</p>	<p>現在までの措置状況として、 文書、電話や個別訪問による督促 連帯保証人を含めた話し合いの実施 貸付先に対する、地方機関による定期的な個別訪問・経営指導の実施 債権回収会社(サービサー)への業務委託 などの対策を講じることにより、平成28年度中に5,188,628円の未収金を回収しております。</p> <p>今後も引き続き上記対策を講じることにより、未収金の早期解消に努めてまいります。</p>
16	農林部	<p>島原振興局 農林水産部 用地管理課</p>	<p>海岸保全区域占用料について、適正な占用料を占用者に請求していない。</p>	<p>南島原市の農地海岸にて、養魚生簀に使用するための海中に埋設している海水パイプについて、海岸保全占用の使用許可を行っていましたが、平成27年度までの占用料の算定を誤り、本来水域部分まで徴収しなければいけないところを、陸域部分までしか徴収しておらず、指摘を受けたものです。</p> <p>徴収していなかった水域部分の占用料につきましては、占用者に対して説明を行い同意を得たうえで、請求可能な5年分を請求し収納しました。なお、平成28年度につきましては、水域部分についても許可徴収を行っており、今後同様の事案が生じないよう規則等を遵守し、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>

平成29年度定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧表

部局名	監査対象機関	内 容	措置状況 (H29.11.30報告分)
17 農林部	島原振興局 農林水産部 島原地域普 及課、雲仙 地域普及 課、南島原 地域普及課	農業普及支援システムにおいて、バックアップ用ハードディスクが、容易に室外に持ち出し可能な状態にあり、情報セキュリティ対策が不十分となっている。	島原振興局島原地域普及課、雲仙地域普及課、南島原地域普及課で共同管理している農業普及支援システムのバックアップ用ハードディスクが持ち出し可能な状態にあるとの指摘を受けたものです。 ハードディスクの管理につきましては、職員退庁時には、施錠及び警備会社によるセキュリティ対策を実施していましたが、長崎県情報セキュリティ対策基準で「容易に取り外せないよう物理的な措置を施さなければならない。」とされておりますので、これに加えて、ハードディスクを設置しているパソコン用デスクの四方に金網を針金止めし、容易に持ち出しができないよう対策を講じております。 今後も、情報記録媒体の管理適正化を図り、情報のセキュリティ対策を徹底してまいります。
18 土木部	港湾課	収入未済が新たに発生しているため、収入の確保に努めること。 (燃料油防除作業費用損害賠償金)	直接の原因者である在日米軍本局(横田基地内)に直接請求できないため、九州防衛局に早期事務処理を依頼している状況です。 今後も迅速な事務処理を米軍本局に要請するよう九州防衛局に対しお願いしてまいります。
19 土木部	建設企画課	物品の取得において、物品出納簿に登記すべき図書1点が登記されていない。	指導を受け、6月27日に登記しました。 今後は、失念することのないよう、チェック体制を強化してまいります。
20 土木部	港湾課	物品の管理において、現物照合の結果、所在不明の物品が73点あり、過去における点検・照合が適切に行われていない。	指導を受け、所在不明の物品73点について再度照合した結果、19点確認いたしました。残りは確認できませんでした。 今後は、所在不明の物品がないように、これまで1名で行っていた物品管理簿との点検・照合を複数人で実施することとともに、長崎県物品取扱規則など物品管理についての規定を遵守し、毎年度の点検を確実に実施して適正な物品管理を行ってまいります。

平成29年度定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧表

部局名	監査対象機関	内 容	措置状況 (H29.11.30報告分)
21	土木部 用地課	公共用地の未利用地については、今後も引き続き土地の実態に応じた利用又は処分に努めること。	公共用地の未利用地につきましては、平成27年度末で26件を保有し、平成28年度中に関係主務課から12件の引き継ぎを受けております。このうち、16件を平成28年度中に処分し、平成28年度末の未利用地は、22件、面積は1万5,186㎡となっております。 今後とも、一般競争入札による処分に努め、市町等へ譲渡等の利活用協議による有効活用を図るとともに、地積過小、不整形地等による処分が困難と判断される土地については、小規模緑地帯の活用等について関係課に働きかけてまいります。
22	土木部 長崎振興局 建設部 管理課	屋外広告物に関して許可期間満了後に必要な手続きが行われておらず、長期間にわたり違反広告物となっている。	今回ご指摘のあった2件のうち1件については、すでに手続きを完了しており、残り1件についても近日中に完了する予定です。 その他の案件につきましても、文書、電話及び訪問等での指導により解消に努めてまいります。
23	土木部 長崎港湾漁 港事務所	産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託について、見積もり選定業者についての産業廃棄物処分の資格を有する業者登録を確認しないまま見積もり依頼されている。	資格者名簿により「収集・運搬」と「処分」の資格を有することは確認しておりましたが、そのうち「処分」の書類について起案文書への添付が漏れておりました。今後は添付漏れがないよう、契約事務チェックリストに『収集運搬業者名簿、処分業者名簿の確認及び名簿を添付する』チェック項目を追加し、複数の職員におけるチェック体制を強化してまいります。
24	土木部 長崎港湾漁 港事務所	売却処分した軽自動車について、物品管理システムによる不用決定の事務処理が遅延している。また、売却代金の納入前に車両の引き渡しを行っている。	本来であれば、物品管理システムにより不用決定後、処分の事務手続きを行う必要があったものですが、不用決定前にシステム処理をせず文書により処分の手続きを行った後に、システム処理を行いました。また、車両引渡しの際、売却代金の収納確認後に引き渡すべきものを確認前に引渡しを行ったものです。いずれも注意不足等のため発生したものです。今後は、このようなことが発生しないよう、売却処分の実施マニュアルを作成して再発防止に努めてまいります。
25	土木部 島原振興局 建設部 管理課	行政財産の処分において、道路トイレを解体しているにもかかわらず用途廃止の手続きがなされていない。	解体前に用途廃止の手続きを行うべきでしたが、行わないまま、平成26年8月14日に解体しました。 公有財産管理システムへの登録は、監査において指摘を受け、平成29年6月2日に完了しました。 今後は、このようなことがないよう公有財産の適正な管理に努めてまいります。

平成29年度定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧表

部局名	監査対象機関	内 容	措置状況 (H29.11.30報告分)
26 土木部	県北振興局 建設部 建設管理課	港湾施設用地や港湾区域 内水域の占用において、不 法占用状態が続いており解 消されていない。	<p>川棚港の港湾施設用地における産業廃棄物につ きましては、原因者において少量ずつではありま すが、撤去中であり、その量は減少してきており ます。今後も完全撤去に向けて、関係部局ととも に、粘り強く指導してまいります。</p> <p>港湾区域内水域の不法占用につきましては、相 続人に撤去指導を行っておりますが、相続人も高 齢で病氣療養中であり、早急な解決は難しい状 態です。現在、使用料の分納を優先指導してあり ます。</p>

平成29年度定期監査(前期)「意見」に係る措置状況

番号	部局名	監査対象機関	内 容	措置状況(H29.11.30報告分)
1	総務部	情報政策課	<p>情報セキュリティ対策に係る内部統制について</p> <p>昨年度の定期監査において、情報資産の不適切な取扱いなどの事例が多数検出されたことから、今回、情報セキュリティ対策について内部統制等の状況を確認したところ、昨年度と同様の事例のほか、情報システム自己監査が的確に行われなかったことなどのため事実と異なる監査結果を統括情報セキュリティ責任者に報告している事例、自己監査への認識不足などのため各課の情報システムのうち一部について開発当初から自己監査の対象とされていない事例など、情報セキュリティ対策基準等に定められた対策に係る内部統制が不十分である事例が多数認められた。</p> <p>情報セキュリティ対策については、これまでも職員への注意喚起のための通知や情報システム所管課対象の現地確認等、指導に取り組まれているところではあるが、適正な情報システム自己監査の徹底など、情報セキュリティ対策に係る内部統制の更なる推進を図るべきである。</p>	<p>本意見を受けて、平成29年10月4日に不適切な取扱いのあった所属長に対して情報システム改善計画書の提出を依頼するとともに、平成29年10月5日には情報システム台帳の再整備について全所属長あてに依頼を行い、今後、改善が見込まれない所属に対しては実地検査等を実施することとしております。</p> <p>また、平成29年10月4日付で全職員あてに情報資産及び情報システムの適切な取り扱いについて注意喚起の通知を行い、平成29年10月10日の主管課総括課長補佐会議、平成29年10月20日の平成29年度定期監査(前期)結果にかかる研修会において情報資産の適切な管理について周知徹底を図りました。</p> <p>今後も引き続き、情報セキュリティポリシーの周知徹底に努め、情報セキュリティ対策に係る内部統制体制の適正性確保に努めてまいります。</p>

平成29年度定期監査(前期)「意見」に係る措置状況

番号	部局名	監査対象機関	内 容	措置状況(H29.11.30報告分)
2	出納局	物品管理 室、会計課	<p>物品管理事務における内部統制について</p> <p>県が所有し管理している物品については、常に良好な状態で管理し、その目的に応じて適切に使用しなければならない。今回、内部統制の観点から物品取扱規則等に基づき事務処理が適正になされているかを確認したところ、物品管理が不十分であった事例、物品購入簿を作成しないまま施行何だけで物品を購入している事例や各種帳簿に物品管理者や出納員等の確認印がないなどの内部統制が機能していない事例が多く認められた。</p> <p>については、このような事例をなくすため、改めて規則等の周知徹底を図るとともに、物品管理者を始め関係職員の意識改革を図り、物品管理事務に係る内部統制の強化に努めるよう指導の徹底を図るべきである。</p>	<p>【物品管理室】</p> <p>本意見を受けて、今回指摘を受けた4所属に対しては、平成29年10月19日までに現地調査による指導を行いました。</p> <p>また、10月4日付で、各課長・地方機関長に対し「適正な物品の購入及び管理事務について」の通知を行うとともに、10月6日開催の主管課長会議、10月20日の総括補佐、地方機関総務課長等を対象とした監査結果説明会において、物品管理者による適正な物品管理等について、改めて説明を行い、周知を図りました。</p> <p>今後も、年度後半に開催される様々な研修会においても、機会を捉えて、適正な物品管理事務について、周知徹底を図っていきます。</p> <p>【会計課】</p> <p>物品の購入・管理については、今回の意見を踏まえ、10月4日付で、各課長・地方機関長に対し「適正な物品の購入及び管理事務について」の通知を行うとともに、10月6日開催の主管課長会議、10月20日の総括補佐、地方機関総務課長等を対象とした監査結果説明会において、物品管理者による適正な物品管理等について、改めて説明を行い、周知を図りました。</p> <p>また、10月以降に出納局が実施した会計監督検査の対象がいに対して指導を行いました。</p> <p>今後も会計監督検査において指導を行うとともに、財務会計事務にかかる研修会等の機会あるたびに周知・指導を行ってまいります。</p>

長公委（会）第1号

平成29年11月20日

長崎県監査委員 石橋 和正 様
長崎県監査委員 砺山 和仁 様
長崎県監査委員 外間 雅広 様
長崎県監査委員 深堀 浩 様

長崎県公安委員会委員長

片岡 瑠美子 印

平成29年度普通会計定期監査（前期）結果に係る措置について（通知）

H29 - 21000 - 00363の監査結果の報告に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

平成29年度定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧表

部局名	監査対象機関	内 容	措置状況 (H29.11.30報告分)
1	警察本部	<p>収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 (放置違反金等)</p>	<p>放置違反金の滞納者に対しては、督促状の送付や催促状による文書催促のほか、電話催促や訪問催促による現金の直接収納を実施するとともに、任意納付に応じない滞納者に対しては、銀行口座差押えによる滞納処分を実施しております。今後も引き続き各種催促活動を強化するとともに、滞納処分等を推進し、収入の確保に努めます。</p> <p>交通安全施設等損害賠償金につきましては、滞納者や連帯保証人の収入が少なく納入が滞っているものであります。今後も引き続き滞納者等に対する催促、面談や資力調査などを実施し、滞納者等の実態に応じた対策を推進することで収入未済の縮減に努めます。</p>
2	警察本部	<p>防災気象情報提供サービス契約において、4月1日午前零時からの履行を開始する業務であるにもかかわらず、債務負担行為の設定を行わず4月1日付けで契約している。</p>	<p>契約書において4月1日午前零時からの履行を求めており、債務負担行為を設定して3月中に契約を締結する必要があったものです。今後、債務負担行為の設定を行うこととし、適正な契約業務に努めます。</p>